

石川県地域年金事業運営調整会議の具体的な運営方法

1. 審議事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関することについて

年金事務所で策定した地域年金展開事業（地域展開事業・地域連携事業・地域相談事業・年金委員活動支援）の事業計画について、取組方針や実績などの報告を受け、効果的かつ効率的な事業運営のための意見を聴取する。

- ・ 地域年金展開事業の事業計画についての報告
- ・ 地域年金展開事業の実績及び具体的な取組みなどの報告

(2) 地域年金展開事業を充実させるための方策について

地域年金展開事業を充実させるための意見交換を行う。

- ・ 個別のテーマ（例えば年金相談（出張相談）、年金セミナーなど）に基づき、効果的かつ効率的な進め方についての意見交換
- ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見交換

(審議事項)

開催時期	主な審議事項
2月～3月	・ 事業計画（案）・事業実施結果

2. 開催頻度

委員長が、原則として年に 1 回程度開催する。ただし、必要に応じ随時開催することとする。

3. その他

(1) 調整会議において提起された意見・要望等については、事務局において事業に活かすとともに、回答が必要な事項については、後日、事務局から委員に報告するものとする。

(2) 調整会議の開催状況等は、日本年金機構金沢北年金事務所の掲示版において公示するものとする。